

平成27年度 第1回

幌延町総合教育会議案



日時 平成28年2月19日(金) 15時

場所 幌延町役場 小会議室

幌 延 町

平成27年度第1回 幌延町総合教育会議 次第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 協議事項

(1) 幌延町総合教育会議の運営について

(2) 幌延町教育大綱の策定について

(3) その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1 総合教育会議について

資料2 大綱の策定について

参考資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ポイント
及びパンフレット(文部科学省)

参考資料2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(関係部分抜粋)

参考資料3 第5次幌延町総合計画及び幌延町第6次社会教育中期計画概要

参考資料4 各町村教育大綱

パターン1・・・大樹町、苫小牧市、音更町

パターン2・・・羽幌町、厚岸町、東神楽町、美幌町、新ひだか町

協議事項（１）

幌延町総合教育会議の運営について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、幌延町総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、次のとおり協議する。

記

- 1 幌延町総合教育会議運営要綱の制定について 別紙 1
- 2 幌延町総合教育会議の傍聴に関する要領の制定について 別紙 2

幌延町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 幌延町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議の開催）

第 2 条 会議は、町長並びに教育委員会の教育長及び委員（以下「構成員」という。）が出席して開催する。

2 前項の規定にかかわらず、町長が緊急に会議を開催する必要があると認める場合は、町長及び教育長の出席により会議を開催することができる。この場合において町長は、会議の終了後、その内容を速やかに構成員に周知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、町長が出席することができないときは、副町長の代理による出席とし、教育長が出席することができないときは教育委員会の委員のうち少なくとも 1 名の出席とすることができる。

（会議の招集）

第 3 条 町長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定に基づき会議の招集しようとするときは、あらかじめ会議を開催する日時、場所並びに協議及び調整を行う事項（以下「議題」という。）を構成員に通知するものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

2 町長は、構成員から法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づき会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

3 町長は、会議を招集したときは、速やかに町のホームページに会議の日時、場所並びに議題その他必要な事項を掲載して、公表するものとする。

（議長）

第 4 条 会議の議長は、町長とする。ただし、第 2 条第 3 項の規定により副町長が町長を代理して出席した場合は、副町長が会議の議長を代理する。

（会議の公開等）

第 5 条 会議は、法第 1 条の 4 第 6 項の規定に基づき公開とする。ただし、議題の内容が次のいずれかに該当する場合は、会議を非公開とすることができる。この場合において町長は、第 3 条第 3 項の規定に基づく公表をする際に、その旨を掲載しなければならない。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当な

場合

- (3) 前2号のほか、会議の円滑な運営に当たり公開することが不相当と議長が認める場合

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(議事録)

第7条 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員及び法第1条の4第5項の規定に基づき出席した関係者又は学識経験者がいる場合は、その者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他町長が会議において必要と認めた事項

2 町長は、前項第3号の内容が、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認めるときは、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総務課総務グループに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。

幌延町総合教育会議の傍聴に関する要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、幌延町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を受付簿に記載し、係員の指示に従って行動しなければならない。

(傍聴の数の制限)

第3条 町長は、会議場整理のため必要と求めるときは、傍聴人の数を制限することができる。この場合において町長は、会議の招集を公表する際に、傍聴人の数の制限の内容について、掲載するものとする。

(傍聴の制限)

第4条 凶器その他の危険とみなされる物を携帯している者、酒気を帯びている者その他町長が不適当と認めた者は、傍聴席に入場することができない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 正当な理由なく、帽子、外とうの類を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) 私語を慎み、静かに傍聴すること。
- (5) 携帯電話等の音声を発する機器を所有しているときは、電源を切ること。
- (6) 町長の許可なく、静止画又は動画を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨げる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 町長は、傍聴人が前条の規定に違反したと認めるときはその者に、会議の議題が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認めるときは傍聴人の全員に、会議場からの退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、係員の指示に従って、速やかに退場しなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。

協議事項（２）

幌延町教育大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、幌延町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることについて、次のとおり協議する。

記

1 幌延町教育大綱の策定について

別紙 2